

○福岡都市圏南部環境事業組合指名型プロポーザル方式取扱要綱

〔平成22年1月29日〕
〔告示第1号〕

(目的)

第1条 この要綱は、福岡都市圏南部環境事業組合（以下「組合」という。）が発注する委託業務の受注候補者を、指名型プロポーザル方式により特定しようとする場合の取扱いについて、福岡都市圏南部環境事業組合財務規則（平成18年5月1日規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、指名型プロポーザル方式とは、対象業務に対する発想、実施方法及び取組体制等の提案を審査し、見積額と総合的に評価した上で、組合にとって最適な受注候補者を特定するプロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の業者を選考により指名し、当該業者から提案を受けるものをいう。

(対象業務)

第3条 指名型プロポーザル方式による手続は、価格のみによる競争では本来の目的を達成することができないと判断される次に掲げる業務（以下「対象業務」という。）について行うものとする。

- (1) 高度な技術的判断を必要とする業務
- (2) その他管理者が適当と認める業務

(指名の通知)

第4条 管理者は、対象業務を指名型プロポーザル方式で発注しようとする場合は、業務経歴、技術者の経験等を勘案し、発注しようとする対象業務に関し十分な履行能力を有すると認められる業者を選定するものとする。

2 管理者は、前項の規定により業者を選定した場合は、速やかにプロポーザル参加指名通知書（様式第1号）により、当該業者に通知するものとする。

(プロポーザル関係書類の提出要請)

第5条 管理者は、前条の規定に基づき選定した業者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書（様式第2号）により、次に掲げる書類の提出を要請するものとする。

- (1) 参加意思確認書（様式第3号）
- (2) 技術提案書（様式第4号）
- (3) 見積書

2 前項の規定によりプロポーザル関係書類の提出を要請された業者は、プロポーザル関係書類提出要請書において指定された期日までに、参加意思確認書を管理者に提出しなければならない。この場合において、当該指定された期日までに参加意思確認書の提出が

ない場合は、辞退したものとみなす。

3 管理者は、第1項の規定によりプロポーザル関係書類の提出を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、要請するものとする。

- (1) 対象業務の詳細な説明
- (2) 技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項
- (3) 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- (4) ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日、その他ヒアリングに係る事項
- (5) 技術提案書を評価するための評価基準（以下「評価基準」という。）
- (6) プロポーザル関係書類提出要請書に不明な点がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法
- (7) 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とすること。
- (8) 提出された技術提案書は、返還しないこと。
- (9) 提出された技術提案書は、提案者に無断で使用しないこと。
- (10) 技術提案書に記載した予定技術者は、変更することができないこと。
- (11) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書及び技術提案書を無効とすること。
- (12) その他管理者が必要と認める事項
(プロポーザル委員会)

第6条 次に掲げる事項を調査審議するため、プロポーザル委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 対象業務におけるプロポーザル実施要領の決定に関すること
 - (2) 評価基準の決定に関すること
 - (3) 受注候補者の特定に関すること
- 2 委員会は、前項に掲げる事項について調査審議を行った場合は、その結果を管理者に報告するものとする。
- 3 委員会は、別表に掲げる組合を構成する福岡市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市の担当課長並びに組合職員で組織する。
- 4 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 8 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 9 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 10 委員会の会議は非公開とする。
(評価基準)

第7条 前条第1項第2号に規定する評価基準については、対象業務ごとに定めるものとし、技術提案に対する評価及び見積金額に対する評価を総合的に評価することができるものにしなければならない。

(判定方法等)

第8条 委員は、技術提案書、見積書及びヒアリングを実施した場合における提案者の提案内容により、評価基準に基づき、独立して提案者の提案内容の優劣を判定するものとする。

2 委員会は、委員の判定に基づく採点の合計点により、1位となる提案を提案した者を受注候補者として特定すべき者として決定するものとし、それ以外の事由を加えて合計点の修正を行ってはならない。

3 委員は、委員会での審議において、評価の着眼点、評価項目、その配点（傾斜配分）及び評価基準について確認をすることができる。ただし、技術提案書及びヒアリングに基づく提案者の優劣については、審議しないように努めなければならない。

(受注候補者の特定)

第9条 管理者は、委員会から受注候補者として特定すべき者について報告を受けた場合は、その報告を尊重し、受注候補者として特定するものとする。

2 管理者は、受注候補者として特定した者（以下「特定者」という。）及び特定しなかった者（以下「非特定者」という。）に対し、結果通知書（様式第5号）により、受注候補者の特定の結果を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を行う場合は、特定者及び非特定者に対し、評価結果の順位及び特定した理由又は特定しなかった理由を付すものとする。

4 管理者は、特定者に対して当該委託に係る契約締結の協議を行うものとし、当該提案に沿った契約を締結するものとする。

(非特定の理由の説明)

第10条 非特定者は、前条第2項に規定する結果通知書に記載された通知の日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、管理者に対して、特定されなかった理由についての説明を求めることができるものとする。

2 管理者は、前項の規定により特定しなかった理由について説明を求められたときは、当該説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日以内に、書面により回答するものとする。

(特定結果の公表)

第11条 受注候補者の特定結果については、公正性、透明性及び客観性を確保するため、次に掲げる事項を組合の掲示板及びホームページにて公表するものとする。

(1) 特定者名

(2) 参加者名及びそれぞれの評価点数

(秘密の保持)

第12条 委員は、委員会で審議された内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、対象業務を所管する課において行う。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、指名型プロポーザル方式による受注候補者の特定の手続の実施について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この告示は、平成22年1月29日から施行する。

附 則 (平成24年6月25日告示第5号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年10月1日告示第6号)

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

福岡都市圏南部環境事業組合プロポーザル委員会 委員名簿

自治体	委員
福岡市	環境局環境政策部環境政策課長
春日市	地域生活部環境課長
大野城市	建設環境部環境・最終処分場対策課長
太宰府市	市民生活部環境課長
那珂川市	住民生活部環境課長
福岡都市圏南部環境事業組合	契約事務を所管しない課の課長 技術顧問

様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

プロポーザル参加指名通知書

商号又は名称

代表者氏名

様

福岡都市圏南部環境事業組合 管理者

次の業務について、指名型プロポーザル方式による受注候補者の特定を行いますので、参加されるよう通知します。

詳細については、別添の実施要領を御覧ください。

業務名： _____

(担当者)

福岡都市圏南部環境事業組合

課

係

氏 名

T E L

F A X

E-mail

平成 年 月 日

プロポーザル関係書類提出要請書

商号又は名称

代表者氏名

様

福岡都市圏南部環境事業組合 管理者

次の業務について、下記の提出書類を所定の提出期限までに提出されるよう通知します。

詳細については、別添の実施要領を御覧ください。

業務名： _____

記

提出書類

- ①参加意思確認書（提出期限：平成 年 月 日）
- ②技術提案書（提出期限：平成 年 月 日）
- ③見積書（提出期限：平成 年 月 日）
- ④質問書（提出期限：平成 年 月 日）※質問がある場合

(担当者)
福岡都市圏南部環境事業組合 課 係
氏 名
T E L
F A X
E-mail

様式第3号（第5条関係）

平成 年 月 日

参加意思確認書

福岡都市圏南部環境事業組合 管理者 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

当社は、次の業務について、指名型プロポーザルに

参加します。

参加しません。

業務名： _____

(担当者)

氏 名

担当部署

所在地

T E L

E-mail

様式第4号（第5条関係）

平成 年 月 日

技 術 提 案 書

福岡都市圏南部環境事業組合 管理者 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

次の業務について、別紙のとおり技術提案書を提出します。

業務名： _____

(担当者)

氏 名

担当部署

所 在 地

T E L

E-mail

様式第5号（第9条関係）

平成 年 月 日

結 果 通 知 書

商号又は名称

代表者氏名

様

福岡都市圏南部環境事業組合 管理者

貴社から提出のあった次の業務に係る指名型プロポーザルの審査結果について、次のとおり通知します。

件名： _____

審査結果及び理由：

※上記理由について説明を希望される場合は、平成 年 月 日までに、次の連絡先へ、その旨を記載した書面を提出してください。

(連絡先)

福岡都市圏南部環境事業組合

課 係

氏 名

T E L

F A X

E-mail